

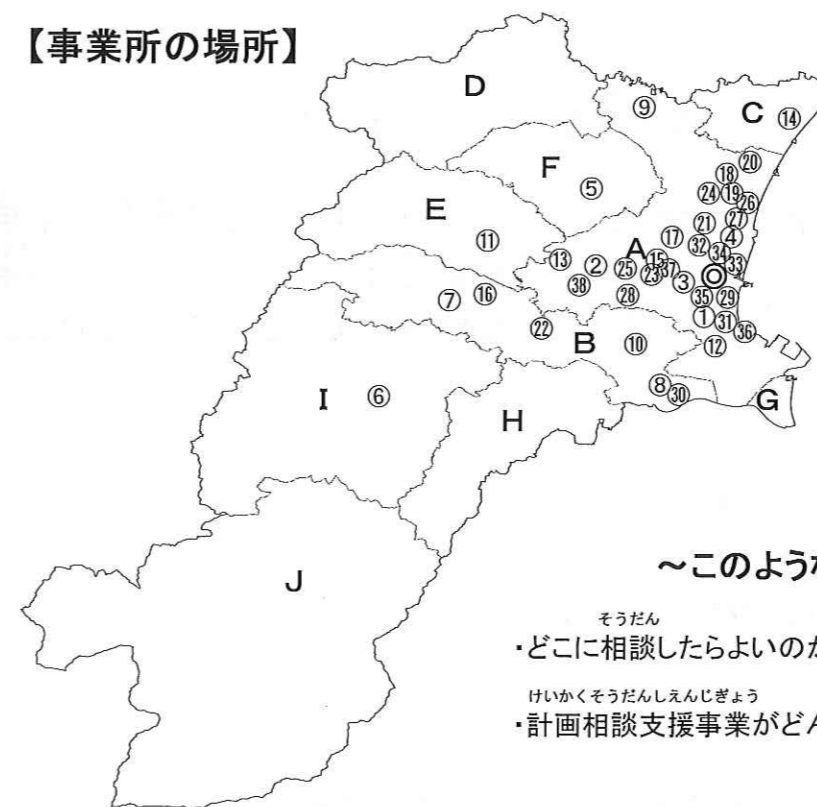
指定特定(障がい児)相談支援事業所の紹介

令和2年4月1日 現在

事業所名	所在地	電話番号	実施種別				営業日 受付時間
			身体	知的	精神	児童	
1 アンダンテ	城山一丁目8番16号	059-238-0303		●	●		月曜日～金曜日 8:30～15:30
2 相談支援事業所 ひかり	産品732番地1	059-239-0275	●	●	●	●	月曜日～土曜日 8:30～17:30
3 特定非営利活動法人 ピアサポートみえ	西丸之内7番20号	059-213-9577	●	●	●		月曜日～金曜日 9:00～18:00
4 to sky	津市末広町2番5号	059-253-6541	●	●	●	●	月曜日～金曜日 9:00～17:00
5 相談支援事業所 まもり	安濃町今徳247番地	059-268-1115		●			月曜日～金曜日 10:00～16:00
6 相談支援事業所はくさん	白山町八対野975番地	059-262-2323	●	●	●		月曜日～金曜日 9:00～17:00
7 相談支援事業所 いなば	稲葉町3989番地	059-252-1780	●	●	●	●	月曜日～金曜日 9:00～16:00
8 サンフラワードリーム	木造町1824番地1	059-255-1102	●	●	●	●	月曜日～土曜日 10:00～17:00
9 こころの結	豊が丘二丁目59番1号	059-230-3950	●	●	●	●	月曜日～金曜日 8:30～17:30
10 支援センターあゆみ	久居新町1152番地1	059-271-8620	●	●	●	●	月曜日～金曜日 8:30～17:30
11 支援センターペがさず	美里町家所2557番地2	059-279-2154	●	●	●	●	月曜日～金曜日 8:30～17:30
12 おおすぎ相談支援センター城山	城山1丁目12番地2	059-238-0001		●			月曜日～水曜日 8:30～17:30
13 指定特定相談支援事業所 津長谷山学園	片田長谷町226番地	059-237-1055		●			月曜日～金曜日 9:00～16:00
14 津市社協特定相談支援事業所	河芸町浜田868番地	059-245-8888	●	●	●		月曜日～金曜日 9:00～17:00
15 相談支援事業所 NEIRO	観音寺町64番地2	059-264-7901	●	●	●		月曜日～金曜日 9:30～11:50
16 ゆいまーる	稲葉町2386番地63	059-202-5782	●	●	●	●	月・水・金曜日 8:30～17:30
17 相談支援事業所 My days	鳥居町167番地8 サザンコート南館1F	059-227-3533	●	●	●	●	月・水・木・金・土曜日 8:30～17:30
18 NPO結	上浜町4丁目49 上浜団地1号棟801	090-6083-9696	●	●	●	●	月曜日～金曜日 10:00～16:00
19 【休止】相談支援事業所 アザロス	上浜町1丁目110番地 津IN COURT練木106	059-264-7764	●	●	●	●	月曜日～金曜日 9:00～17:00
20 【休止】指定計画相談支援事業所「まほろば」	白塚町1-54	059-329-7881	●	●	●		月・火・木・金・土曜日 10:00～16:00
21 たんぽぽパーク	乙部2154番地	059-213-5571	●	●	●		月曜日～金曜日 10:00～16:00
22 特定相談支援事業所 カザハヤ園	戸木町4169番地8	059-254-6611	●	●	●		月曜日～金曜日 9:00～17:00
23 やじろべえ	小舟393番地1	059-271-9166	●	●	●	●	月曜日～金曜日 14:00～20:00
24 【休止】三重県社会福祉士会相談支援事業所	桜橋二丁目131番地	059-253-6009	●	●	●	●	月曜日～金曜日 8:30～12:30
25 津市児童発達支援センター	分部1203番地	059-271-8080				●	月曜日～金曜日 8:30～17:15
26 【休止】相談支援事業所 ソーパーリビング	栄町3-130	059-222-7510	●	●	●		火・木曜日 13:00～17:00

事業所名	所在地	電話番号	実施種別				営業日 受付時間
			身体	知的	精神	児童	
27 相談支援事業コーケン	寿町11番28号	059-213-3900	●	●	●	●	月曜日～金曜日 8:30～12:00
28 ファースト	半田399番地1	059-264-7739	●	●	●		月曜日～金曜日 9:00～18:00
29 【休止】With A Will相談支援事業所	本町26番16号	059-223-4369	●	●		●	月曜日～金曜日 10:00～14:00
30 相談支援センターかさ	木造町941番地	059-202-2322	●	●	●	●	月曜日～金曜日 9:30～16:30
31 【休止】相談支援事業所 かけはし君	津市岩田7番25号	059-224-1714	●	●	●	●	月曜日～金曜日 9:00～17:00
32 【休止】計画相談事業所りぼん	津市一身田中野293番地2	070-1610-2219	●	●	●	●	月曜日～金曜日 9:00～17:00
33 APプラン相談支援事業所	津市高洲町23番25号C棟	050-6863-7610	●	●	●		月曜日～金曜日 16:30～20:30
34 相談支援事業所 オレンジ	津市長岡町82番地1	059-221-5122	●	●	●	●	月曜日～金曜日 9:00～17:00
35 【休止】cocoroてっせん	津市藤方1679番地3	059-991-0305	●	●	●	●	月曜日～金曜日 8:30～17:00
36 相談支援事業所 はるかぜさん	津市下弁財町3244番地1	059-269-5383	●	●	●	●	月曜日～金曜日 8:00～19:00
37 相談支援事業所トモニプラン	津市観音寺町152番地	059-225-5001	●	●	●		月曜日～金曜日 9:00～13:00
38 しろべい社会福祉士相談支援事業所	津市片田町219番地5	090-7866-3690	●	●	●	●	月曜日～金曜日 8:30～12:30

【事業所の場所】



※市指定番号順

- A 津地域
- B 久居地域
- C 河芸地域
- D 芸濃地域
- E 美里地域
- F 安濃地域
- G 香良洲地域
- H 一志地域
- I 白山地域
- J 美杉地域

～このようなことがありましたら～

- ・どこに相談したらよいか分からない。まずは話を聞いてみたい。
- ・計画相談支援事業がどんなものかもっと詳しく教えてほしい。

津市地域障がい者相談支援センター

津市大門7-15 津センターパレス3階
 電話：059-272-4554 (代)
 FAX：059-229-1382
 Eメール：<tsu-soudan@true.ocn.ne.jp>
 受付日時：月曜日から金曜日(土日祝休)
 午前9:00～午後5:00

津市障がい福祉課

津市西丸之内23番1号
 電話：059-229-3157
 FAX：059-229-3334
 Eメール：<229-3157@city.tsu.lg.jp>
 受付日時：月曜日から金曜日(土日祝休)
 午前8:30～午後5:15

～ よくある質問、答えます ～



「サービス等利用(障がい児支援)計画」とは何ですか？

障がい福祉サービスを利用する方が、自分の望むよりよい生活ができるようにするために作る、障害者総合支援(児童福祉)法に基づいた計画です。その内容は、市がサービスの支給(変更や更新も含む)決定を行う時の参考となるほか、支援者全体の「共通目標」となります。



「サービス等利用計画」は絶対に必要ですか？

障害者総合支援法および児童福祉法に位置づけられているため、必須となります。(地域生活支援事業(日中一時支援、移動支援)のみ利用の場合を除く)



「サービス等利用計画」は誰が作成するのですか？

津市の指定を受けた「特定相談(障がい児相談)支援事業所」の相談支援専門員が、利用者本人や保護者の方と一緒に話し合いをして「サービス等利用計画」を作っていきます。利用後も相談支援専門員は「サービス等利用計画」に基づいて様々なサービスが提供されているか確認(モニタリング)を行います。



計画の作成に費用はかかるのですか？

特定相談支援事業所の利用に費用はかかりません。



「サービス等利用計画」を自分で立てたいのですが？

特定相談支援事業所との契約を基本としますが、「サービス等利用計画」は本人や保護者をはじめ、事業者以外の者が作成すること(セルフプラン)も可能です。

障がい福祉サービス等を利用するために

～相談支援専門員に相談しましょう～

障がい福祉サービスや障害児通所支援を利用するためには、一人ひとりに「サービス等利用(障がい児支援)計画」の作成を行う必要があります。これは、皆さんの生活状況やお困りの内容に合わせて上手にサービスを利用していただくための計画で、これを作り、必要があれば見直しを行っていきます。

～ 利用の流れ ～

1 申請

市に対して障がい福祉サービスの申請(新規・変更・更新)をしてください。市の担当者による認定調査や聞き取りが必要な場合があります。

2 作成依頼

見開きの事業所一覧を参考に、特定相談支援事業所へ計画の作成を依頼してください。

3 契約

特定相談支援事業所を選んだら契約をします。

4 計画案作成

特定相談支援事業所の相談支援専門員と一緒に必要なサービス事業所を探しましょう。サービス等の利用先や内容が決まったら、相談支援専門員が作成する計画案を確認しサインをします。

5 支給決定・利用

市は計画案を参考に支給決定を行い、受給者証を発行します。サービスの利用を開始します。

6 モニタリング

担当の相談支援専門員がサービス等利用計画の定期的な見直し(モニタリング)を行います。計画を変更したい時などいつでも変更することができます。